

## 令和3年度第2回沖縄県消費関連計画専門部会議事概要

日時：令和3年11月11日（木）14時00分～15時30分

場所：県庁3階第5会議室

出席者：

沖縄県消費生活審議会

土屋 善和 委員 南 しのぶ 委員 小那覇 涼子 委員

東江 建 委員 宮里 憲 委員 高原 義信 委員 福地 敦士 委員

事務局及び関係課

消費・暮らし安全課長

消費・暮らし安全課 消費班長、センター主幹、主査

議事：第4次沖縄県消費者基本計画（素案）について

内容：主な発言〔（ ）内の氏名は公表しない〕

第4次沖縄県消費者基本計画（素案）について

前回の第1回専門部会での意見に対する対応についての説明

委員：計画はうまくまとまっていると思う。

環境作りは行政が流れを作っていないといけないと思う。あとは誰が引っ張っていくかを明確にしていってほしいと思う。役割分担を意識してほしい。

委員：59Pア、63P3

県の広報番組。うまんちゅ広場やラジオ県民室等の直近の番組内容を見てみたが、やってきたものではなくて、事例なんかを番組で紹介して発信できないか。今日の新聞で仮想通貨の詐欺が掲載されているが、見ると過去の被害の相談が載っている。県として被害の情報を発信していけないか、可能であればできればいいと思う。

委員：過去には5月の消費者月間にうまんちゅ広場で消費生活センターを紹介していた。当時多かった高齢者の訪問販売の被害を相談員が寸劇等で具体的な事例を紹介していた。

新聞で報道されるのを客観的に読むと、引っかけた人が悪いんじゃないかと思う人もいると思うが、具体的に事例をみせるとわかりやすく、うまんちゅ広場の後は相談件数が増えた。

委員：リテラシーという意味で大事になると思うが、詐欺なのか普通の取引なのかの境目がわからない。そういうところをわからすためにも伝え方が大事。テレビ、ラジオ、新聞だけでなく、若い世代にも伝わるように工夫が必要だと思う。

委員：39P、57Pの情報リテラシーの部分「情報教育の推進」の並びはこれでいいのか。

- ・ 56P の (5-4) の説明のところにも情報教育を追加したほうがいい。
- ・ 新しく追加した施策の目標値はどうするのか

事務局：56P (5-4) については「情報教育」を追加する。

- ・ 57P の情報教育の推進の並びについては検討する。
- ・ 39P は上は被害防止、下は教育で情報教育はインターネットとデジタルコンテンツの上にくるのかと思ってその並びにしている。

委員：情報教育はどちらかというところ今の情報社会の中で自分が守るべき気をつけるというところとインターネットのトラブルは少し趣旨が違うかな。という気がする。

57P で情報教育は消費生活と関連する他の教育の推進となっており、情報教育は他の教育というふうになっているので、最後にもっていったほうがいいと思う。

事務局：消費者被害、消費者教育、その他の教育という整理で一番最後に移動したいと思います。

委員：インターネット利用やデジタルコンテンツは情報教育も含まれていると思うので最後に持っていったほうがいいと思う。

委員：数値目標について、新しい施策についてはやっていく中で検討してもいいと思う。

事務局：検討して入れられるものは入れていきたいと思います。

委員：数値化もミクロで入れようと思うと難しいところがある。教育のところは特に、無理矢理数値化すると無理があるところがあると思う。

事務局：検討して回答したいと思う。

委員：5P の表の年度が抜けている。

事務局：修正します。

委員：5P の5行目、成年年齢引下げを契機として、消費者とトラブルが急増していくことが懸念されてます。について、急増ではなくて、じわじわ増えていくのではないかと。

どちらかというところ、若い世代は当たり前に使っていて慣れている、年齢が下がったから急に増えると断定はできないのではないかと。

関連して、デジタル化そのものが悪ではなく、道具なので、正しく使えばいいわけですね。消費行動だけではなく、未成年の性犯罪等、いろんな懸念がある。リスクがあるとちゃんと知った上で正しく使うという表現をにじませていたほうがいい。

正しく扱う道具なんだという表現をいろんなところに入れておいたほうがいい。

委員：2P の図表の基本目標1の概要。記載ミスだと思う。

事務局：修正します。

委員：36P：力裁判外紛争解決手続き制度（ADR）の周知の実施についてですが、相談窓口の周知もやっているのか。法テラスとかも案内するのは可能なのか。どこに何を相談していいかわからない人も多い。

事務局：法テラスや弁護士の無料相談等。相談に合わせて案内している。

最近ではキの「住まいの総合相談窓口」についても弁護士会とタイアップして、1万円で相談する仕組みを整えている。

事務局：文言を追加します。

委員：急速にキャッシュレスの世の中になっていると思いますが、そこに対して注意する必要はないか。少し気になります。記述はあるか。

事務局：キャッシュレスの記載については、デジタル化の進展・電子商取引の拡大の現状に記載している。

委員：便利になっているという認識でいいのか。どういうふうにとらえるべきか少し気になる。成年年齢引下げのところに18歳から親の同意なしにクレジットカードの契約が可能となるとありますが、そうなんですか。

委員：そのような流れになっている。

委員：もう、決定しています。

委員：決済口座とか口座を作ることが前提ですよ。18歳以上になれば誰でもできるということなんです。

委員：大学生になると口座を持っていますね。ほぼ同時にクレジットも持っています。

委員：高校生に対する消費者教育が難しくなっていくのは、同じ高校生に成年と未成年が混在する。未成年取消権でも該当する子とそうでない子が混在していくので工夫が必要となっていく。

委員：どちらかという、学生というよりも親に対する教育が必要になっていきますね。

委員：50Pの消費者教育講座の実施の目標値ですか、現況値(R2)が2,940人で目標値(R8)が3,000人となっているが、もう少し多くてもいい気がするが、どのような実態となっているか。

事務局：R2はコロナで減少している。学校で開催できれば人数は増える。通常は7千、8千人の受講者数があるが、自粛で減少している。R3はさらに厳しい状況で、目標値の半分も達成できていないが、その中でオンラインとか講座を工夫して開催している。オンラインを使ったZoomとか10回以上開催しているが、10人、20人とか少なく、また、ミニデイ等少人数に向けて講座を開催する必要もある。アフターコロナの中ではまとめて一気に人数を集めるのが難しいのでそのような数字になっている。

委員：もう少し多くてもいいと思ったが、現状1,500人なのでいいかと思う。

委員：12Pの下の表で10代以下という表現は10歳より以下に見える。

中学生以上と小学生以下の年齢は明らかに行動が違うと思うのでその年齢以下で区切って集計がみればいいのかと思う。

事務局：13Pに成年年齢引下げによる消費者被害が見えるように、20代、18,19歳、17歳以下の表を作成してありますが、小学生と中学生でわけたほうがいいか。

細かく分けられるのであれば、そのような表を作成して欲しい。

事務局：分けられるか、作業してみます。

委員：そういう細かいデータがあると現場の教員は教材にしやすいと思う。

委員：オト特殊詐欺の被害状況について、前段では全国の現状が書かれていて、後段では沖縄の現状を書いているが、高齢者ではなくてその他の世代、若い人達も騙される人が多いのではないかと思う。沖縄特有の問題が違うところにあると思う。掘り下げられるのであれば検討してほしい。沖縄は高齢者よりも若い人のほうが詐欺とかよくニュースになっている。工夫できるのであれば。

事務局：感覚としては若い人の相談が減っている気がする。中高年が目立つような気がする。

確かに高齢だけでなく、真ん中の中高年な感じがする。

事務局：沖縄県は特殊詐欺に会う人が全国に比べ少ない。理由としては、そもそも沖縄に来て犯罪をする人が少ないということもあるが、コンビニの店員とかが高齢者に声かけして、被害を防止してくれたり、銀行と連携して年金の日に啓発したりとか、地域の人がみんなで被害防止をしている。

委員：そういうところをもっと推奨して広げて書いたほうがいいかもしれない。

だけど、最近でも出し子が捕まったりとかニュースでありましたね。

委員：コンビニの定員さんが表彰されたのもよく新聞に載ったり、昔から窓口で郵便局の局長さんが海外の宝くじは嘘ですよと説明しても納得しない高齢者の方を局長さんが自らセンターの窓口で連れてきてくれたりとか、相手を気遣う、見守り体制があると思う。

委員：18Pの34行目 生活設計を行う能力を養うことが重要です。とあり、19Pの3行目 金融リテラシー（お金の知識・判断力）をしっかり見につける必要があります。とありますが、基本計画がそのことができているかどうか、どう思いますか。

事務局：金融教育として、高校や公民館等でターゲットに合わせた講座をやっている。

例えば、高校生には将来の生活設計として、1年生にはアルバイトの時給で何時間働いたらアパートが借りれるか。2年生には契約の内容、3年生には車を所有するためにはどのようなお金が必要か。4年生には、卒業したら年金に加入しましょう。社会保険には入りましょう。等の具体的な金融教育をやっている。今後もいろんな取組をやっていくので、基本計画の中で金融教育としてできていると思う。

事務局：委員の皆様と連携してできることがあれば施策に反映していきたいと思うので教えてください。

委員：1人親家庭を支援するところにいますが、子どもの居場所作りもやっていますが、子ども達はほとんどスマホを持っていますが、見て怖いいろいろなサイトを見ている。

親向けの講座をEネットキャラバンやセンターの相談員がきてやってくれる。私は出前講座をやっているのを知っているが、もう少しいろんなところに周知を図ってほしい。繰り返す以外ないと思う。先ほどの詐欺のことも昔から手を変え品を変えある。エシカルや消費者問題は被害防止だけでなくいろいろある。一方で、うちの1人親家庭に対して家計管理もやりますが、ほとんどの方が借金を抱えています。債務整理もグレーゾーン金利が撤廃になってセンターの多重債務相談も減っていると思いますが、リボ払いの使い方とか、キャッシュレスの絡みでポイントを取得するためにリボをつかってしまうとか、より多様化する時代の消費者教育は大変だと思うが、いろいろな関係機関と連携して発信していかないとついでにいけないと思う。ぜひ、もっと講座とか発信して活用していければいいと思う。

委員：司法書士会でも毎年、高校に行って高校3年生にリボの使い方、危険性等を1時間～90分ぐらい講義をする活動をしている。消費者センターの実際ある問題を紹介したり、連携していければいいと思う。

委員：過去には、前半に債務整理に詳しい弁護士、司法書士に話してもらって、後半は消費者被害を

説明した講座をやったりしていた。消費者被害だけでなく、消費者としてあるべきところを説明したりと両立てで進めていかないといけないと思う。

学校がずいぶん変わったのは、前は高校で講座をやるにも、卒業の3年生を集めて、大人数でやっていた。広いので、聞いてもらうために、クイズをやったり、工夫したりしていた。今は、教育庁と連携出来てきて、高校に講座に行くにもクラスごとに出てくる。成年年齢引下げがあるので先生方も講座が必要だと感じている。

委員：高校 PTA 連合会でも、PTA 会長を集めて毎年研修会をやっている。3年前から消費者教育の講座をやっていて、今年は消費生活センターから弁護士を紹介してもらって Zoom で開催した。とても勉強になったんですが、PTA の会長は 60 人ぐらいしかいなくて、4 万 5 千人の生徒の保護者にどう伝えるかが課題で、YouTube とかがあれば、うちの HP に乗せることができると思う。

事務局：ぜひ、講座を YouTube に取っておいて、いつでも講座を見れるようにできればと思う。予算の関係もあるが、YouTube を作成していければと思う。

事務局：今回計画策定する中で、成年になる子の保護者向けにどうにか消費教育をしたいと検討した。その中で PTA と連携したいと考え施策に入れた。

委員：PTA は無関心の方も多く、被害に遭って初めて気づくのが多いと思う。消費者教育ではないが、18歳で成年になれば、高校も親の同意無しで退学できるようになるんじゃないかという心配もある。

委員：消費者の定義が非常に幅広いのがここには盛り込まれている。私たちは農業の団体で、供給者側の発想もあるし、当然消費者でもある。とらえどころがたくさんあるというのが逆につかみにくいと思う。だから、なんでもありでいろんな連携の仕方ができる。例えば、同じ協働組合同士でコープさんとかと連携してイベントできればと思う。そういう小さいことを積み上げていけば、全体の底上げになるのかな。と言う気がする。SDGs もポツポツ入ってますが、それ自体が幅が広い。消費者の関わりがあるとみれば、エシカルとか、食ロスとかありますが、その後ろには環境があって、いろんなところに繋がっているのも少し掘り下げて学習できる機会があれば、シンポジウムとか、そういうのを企画してもいいんじゃないかと思う。

委員：消費者の定義はなかなか難しいと感じていて、消費者教育で有名な大学の西村先生の話の中で家庭科でよく使う「生活者」を英語でダイレクトに訳せなくて、近いので「コンシューマー」じゃないかと思っていたのが、すごく印象的で、消費者教育はどうしても物の買い方、選択の仕方が大部分を占めるが、物を使うのは消費者。生活をする＝消費する。生活者って消費者なんだという捉え方をすると、どう物や資源を使っていくか、教育していかないといけない。SDGs に関連すると思いますが、物を使うことは環境に負荷を与える。環境教育にも繋がる。と言われた時にすごく考えさせられた。私も講義でそのような説明をしている。いろいろなことを消費者教育は盛り込める。消費者教育をするということは実は生活を豊かにしていくことに繋がる。充実していくといいなと思う。